

控除収益

2023年 1 月27日
四国電力株式会社

○ 控除収益については、電気事業雑収益や原子力コストの託送回収関連収益の増などにより、前回原価と比べ、124億円増加しております。

(百万円)

		今 回 (2023～2025年度平均) 【A】	前 回※ (2013～2015年度平均) 【B】	差 【A－B】	備 考
電 気 事 業 雑 収 益		10,502	2,925	7,576	分社化に伴う四国電力送配電からの受託収益の増
預 金 利 息		1	3	▲2	－
回 原 収 子 関 カ 連 コ ス ト 収 託 益 送	賠 償 負 担 金 相 当 収 益	2,539	－	2,539	原子力コストの託送回収制度の新設に伴う増
	廃 炉 円 滑 化 負 担 金 相 当 収 益	5,770	－	5,770	原子力コストの託送回収制度の新設に伴う増
	使用済燃料再処理等既発電料 受 取 契 約 締 結 分 相 当	－	3,238	▲3,238	2020年度に費用の回収終了
遅 収 加 算 料 金		－	224	▲224	2014年度に制度終了
合 計		18,813	6,392	12,420	

(注) 数字は切捨てであり、合計・差が合わない場合がある。(以降、同様)
※ 2013年9月実施の分社化前の原価から、2016年4月実施の託送料金原価を差し引いた金額としている。(以降、同様)

2. 原価の内訳（電気事業雑収益）

2

○ 電気事業雑収益は、2020年4月の分社化に伴う、四国電力送配電からの業務受託収益について、至近年度（2022年度）の契約額を基に原価に織込んだことなどから、前回原価と比べ、75億円増加しております。

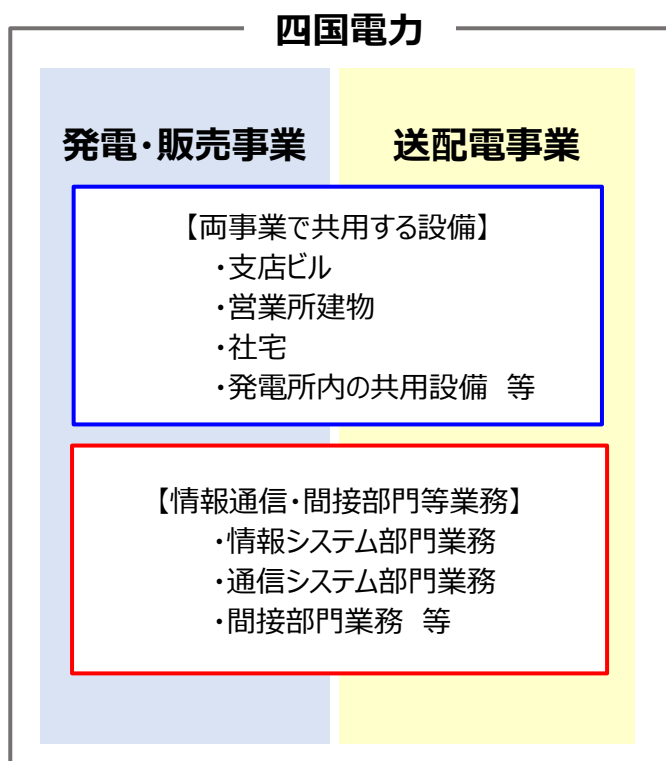
（百万円）

	今 回 (2023～2025年度平均) 【A】	前 回※ (2013～2015年度平均) 【B】	差 【A－B】	備 考
契 約 超 過 金	49	56	▲7	－
違 約 金 収 入	9	8	1	－
受 託 運 転 益	－	5	▲5	分社化に伴う減（分社化以降、発生見込み無し）
受 託 工 事 益	－	15	▲15	
広 告 料	－	9	▲9	
供 給 雑 収	78	243	▲165	－
諸 工 料・臨 時 工 事 費	－	208	▲208	分社化に伴う減（分社化以降、発生見込み無し）
電 気 料 金 延 滞 利 息 等	78	34	43	2014年度より制度導入（電気料金延滞利息）
雑 口	10,364	2,587	7,777	分社化に伴う四国電力送配電からの業務受託収益の増
合 計	10,502	2,925	7,576	

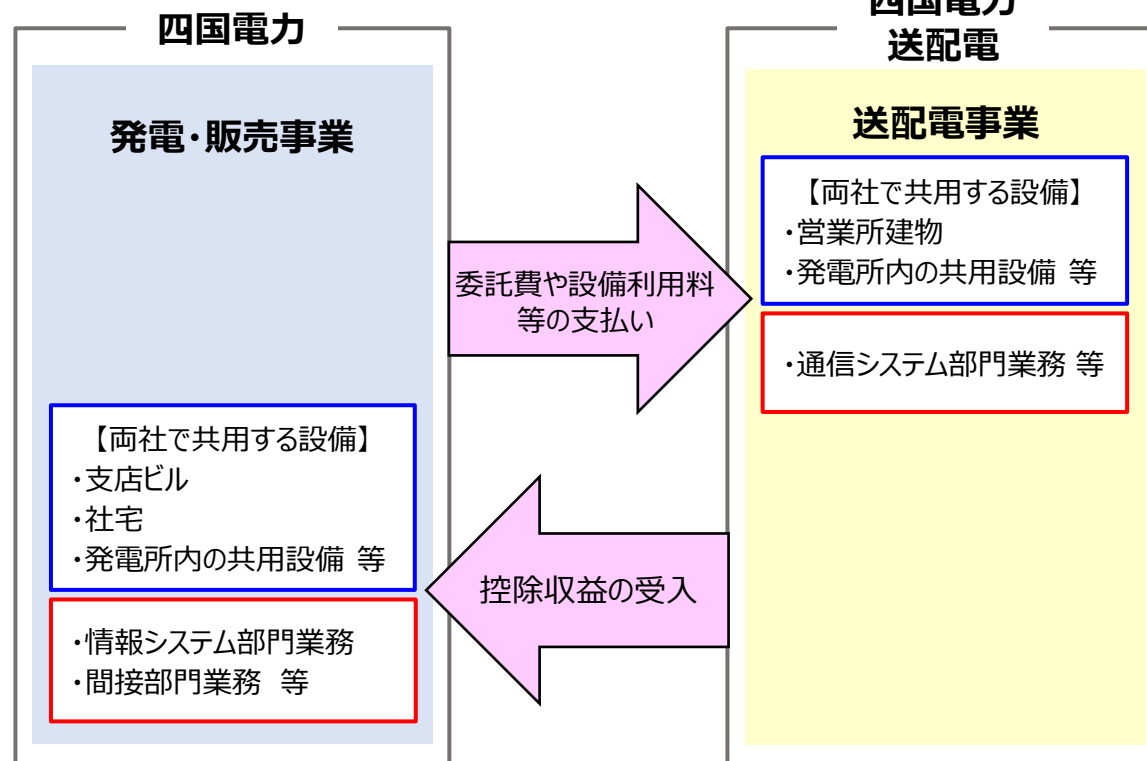
※ 分社化前の原価から、託送料金原価を差し引いた電気事業雑収益の合計額を、各項目の前回原価比率で配分しているため、実態と異なる場合がある。

- 当社は、2020年4月の分社化に伴う組織・人員の重複による非効率を最小化する観点から、当社と四国電力送配電の一方に極力業務を集約して実施し、両社間で業務の受委託を行うこととしております。例えば、管理・間接部門については主要機能を当社に配置したうえで、四国電力送配電に対し役務提供を行っており、情報システムの開発・保守運用業務や、経理・資材・人事労務などの間接部門業務を同社から受託しております。
- また、分社化以前に両社で共用していた設備については、分社化以前の主な使用会社が所有することを基本としており、共用設備の所有会社は相手会社に対して、設備の利用サービスを提供しております。

<分社化以前>



<分社化以降>



3. 原価の内訳（原子力コストの託送回収関連収益）

- 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づき、原子力事業者が負担する一般負担金のうち、福島事故前に確保すべきであった不足分（過去分）、および原子力発電所の早期廃炉に伴い発生する費用※については、それぞれ「賠償負担金」「廃炉円滑化負担金」として、2020年度より託送料金の仕組みを通じて、全ての需要家から回収していくこととされており、一般送配電事業者から払い渡される同負担金について、「賠償負担金相当収益」および「廃炉円滑化負担金相当収益」として新たに織込んでおります。

※ 廃炉後に分割して費用計上される「設備の残存簿価等（原子力特定資産、原子力廃止関連仮勘定）」および「解体引当金の未引当分」

原子力特定資産・・・廃止後も維持管理が必要な設備（例：原子炉格納容器、使用済燃料ピットなど）などの残存簿価

原子力廃止関連仮勘定・・・廃止後に維持管理が不要となる設備（例：タービン、発電機など）の残存簿価、照射済核燃料の残存簿価・再処理費用など

- 一方、前回原価における「使用済燃料再処理等既発電料受取契約締結分相当※」については、費用の回収終了に伴い収益が発生しなくなったことから、原子力コストの託送回収関連収益全体では、前回原価と比べ、50億円増加しております。

※ 使用済燃料の再処理等に係る費用について、2005年の積立金制度創設前の発電に係る費用のうち、同制度創設前には合理的な見積もりができなかった未回収分について、過去分として託送料金の仕組みを通じて回収していた。

（百万円）

	今 回 (2023～2025年度平均) 【A】	前 回 (2013～2015年度平均) 【B】	差 【A－B】	備 考
賠 償 負 担 金 相 当 収 益	2,539	－	2,539	原子力コストの託送回収制度の新設に伴う増
廃炉円滑化負担金相当収益	5,770	－	5,770	原子力コストの託送回収制度の新設に伴う増
使用済燃料再処理等既発電料 受 取 契 約 締 結 分 相 当	－	3,238	▲3,238	積立制度設立以前の発電分相当の費用の回収終了に伴う減
合 計	8,309	3,238	5,071	

- 全面自由化開始後の2016年度に開催された『電力システム改革貫徹のための政策小委員会』において、自由化の下での原子力課題への対応として、「①原子力事故に係る賠償への備えに関する負担の在り方」および「②廃炉会計制度の在り方」について検討がなされ、
 - ・福島事故前に確保しておくべきであった賠償への備え〔賠償負担金(一般負担金過去分)〕
 - ・廃炉を円滑に実施するための費用〔廃炉円滑化負担金〕
 について、2020年度以降、託送料金の仕組みを利用して、全ての需要家から回収することとされております。

<賠償負担金(一般負担金過去分)について>

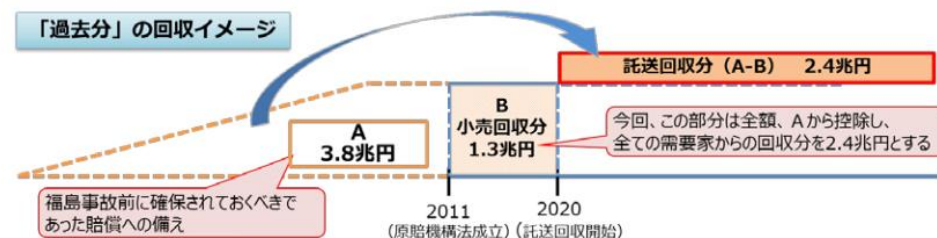
- ・福島第一原発（以下「1F」）の事故後、原子力事故に係る賠償の備えとして、新たに原子力損害賠償・廃炉等支援機構法が制定され、同法に基づき、原子力事業者は、2011年度以降、毎年、原賠・廃炉等支援機構一般負担金を原子力損害賠償・廃炉等支援機構に納付している。
- ・本来、こうした賠償の備えは、1F事故以前から確保しておくべきであったとの考えに基づき、2011年3月以前に料金原価として算入できなかった費用については、全面自由化によって新電力への切り替えが進み、一般負担金を負担しない需要家が増加していることを踏まえ、需要家間の公平性の観点から、『賠償負担金（一般負担金過去分）』として、託送料金の仕組みを利用して全ての需要家から回収することとされた。

<廃炉円滑化負担金について>

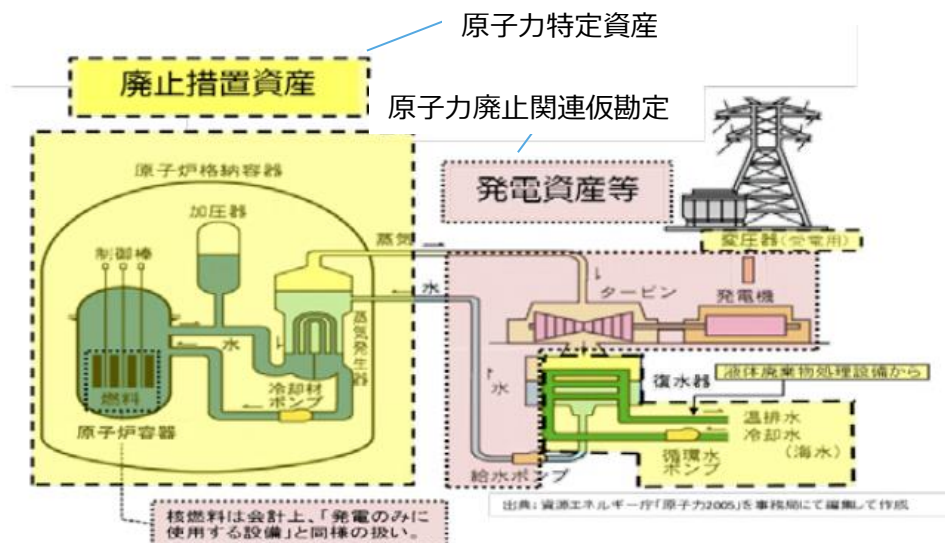
- ・原子力依存度の低減という政策目的の下、円滑かつ安全・確実に廃炉を進めるための措置として、廃炉会計制度の創設および解体引当金制度の改正が行われ、早期廃炉に伴う「設備の残存簿価等（原子力特定資産※1、原子力廃止関連仮勘定※2）」および「解体引当金の未引当分」について、廃炉後に分割して費用計上することが可能となった。
- ・これらの早期廃炉に伴い発生する費用については、全面自由化以降も着実な費用回収を担保する観点から、『廃炉円滑化負担金』として、託送料金の仕組みを利用して全ての需要家から回収することとされた。

※1 廃止後も維持管理が必要な設備(例：原子炉格納容器、使用済燃料ピットなど)などの残存簿価

※2 廃止後に維持管理が不要となる設備(例：タービン、発電機など)の残存簿価、照射済核燃料の残存簿価・再処理費用など



※図は、「電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ(平成29年2月)」より抜粋



※図は、「電力システム改革貫徹のための政策小委員会 中間とりまとめ(平成29年2月)」より抜粋・加工